

運送事業者に対する行政処分(令和5年7月分)

(自動車運送事業安全監理室)

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般貨物	令和5年7月25日	中倉陸運株式会社 (法人番号 5130001018271) 代 表者湯浅章吾	京都府京都市下京 区朱雀内畑町41	石川営業所	石川県金沢市沖町 イ83-2、4、5	文書警告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項	令和5年1月27日及び令和5年6月8日、監査 実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時 間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4 項)(2)運転者台帳の記載不備(安全規則第 9条の5第1項)(3)運転者に対する指導監督 違反(安全規則第10条第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。